

(17-1-)

2008年9月29日

新JICA環境社会配慮ガイドラインの追加論点の提案（修正提案）
 — 意思決定後の情報公開 —

「環境・持続社会」研究センター
 国際環境NGO FoE Japan
 メコン・ウォッチ
 満田夏花（地球・人間環境フォーラム）

■提言

新JICAは、意思決定後に環境社会配慮確認のため入手した文書についても、入手状況をウェブサイト上に掲載し、公開する。

■提言の説明・理由・背景

- 現在のJBICのガイドラインでは、意思決定前の情報公開のみ規定している。しかしながら、新JICAの意思決定後にも、住民移転計画書及び先住民族の配慮に関する計画書に変更が生じる場合、環境アセスメント報告書の補遺版が作成される場合、また、環境モニタリング・管理計画の詳細版が作成される場合等、環境社会配慮に関する文書が作成されることがある。
- モニタリング中に現地住民やNGOから懸念が表明され、その結果として調査が実施された場合、その結果が公開されなければ、懸念を表明した現地NGOや住民がその懸念についてどのように対応がとられ、また解決が図られるのか、知り得ることが困難である。
- モニタリング段階での重要な環境社会配慮に関する文書の公開は、モニタリングの強化にも資すると考える。
- ADBの情報公開政策では、案件実施中の被影響住民の参加の重要性を謳っており、事業のスコープに大きな変更が生じた場合には、情報を被影響住民に共有することを規定し（パラ74）、特に、住民移転計画及び先住民族に関する配慮の計画に変更があった場合には、その修正版を公開している（パラ80及び83）。その他、Technical Assistanceについても完成次第随時公開されることになっている（パラ89）。また、現在、同様の論点がADBのセーフガード政策改定でも議論されており、環境アセスメント報告書等の改訂版も公開される方向にある。

以上